

委託事業に係る委託費（経費）について

委託事業の適正かつ効率的な実施のため、委託費については下記事項を遵守のうえ、適切な支出に努めること。

1 基本的事項

（１）目的外支出の禁止

委託費については、委託事業の目的に沿った経費以外に支出することはできない。

なお、委託事業の目的に沿うものであっても、単価・数量等に妥当性を欠く過大な支出は認められない。

（２）委託費の対象期間

委託費については、委託事業期間中（委託契約締結日～委託契約終了日まで）に発生したものが対象となること。

（３）経理区分の明確化

委託事業については、他事業（受託者の本来業務や他の受託事業等）と会計を明確に区分すること。

（４）証憑書類の整備

ア 単価、数量など支出の必要性の根拠となる書類（支出伺い書等）を整備すること。

イ 支出の内容及び事実を証する書類として、発注、納品、検収、支払を確認できる書類を整備すること。

（５）会計関係書類の保存

上記（１）～（４）に基づく会計書類については、委託事業の終了後５年間保存すること。

2 各対象経費について

（１）人件費

人件費は、委託事業に直接従事した者に対する「基本給」、「通勤手当」、「賞与（一時金）」、「その他業務の実施に関連する手当」、「社会保険料等の事業主負担分」を対象とする。

なお、以下に留意のうえ、適切に計上すること。

ア 業務日誌等の整備

業務日誌、出勤簿、賃金台帳、給与明細等を整備し、委託事業に直接従事した時間を明確にしたうえで、適切に人件費を算出すること。

なお、他事業を兼務する従事者については、委託事業に直接従事した時間に応じて、人件費を他事業と適切に按分のうえ算出すること。

イ 賞与（一時金）について

賞与（一時金）については、委託事業実施前から就業規則（賃金規程）に定めがあり、かつ、支給基準（「月額給与の〇か月分」「〇〇円」など）及び支給時期が明確であるものについて対象とする。

ウ その他業務の実施に関連する手当

委託事業に係る業務遂行に必要とされる資格を取得している者に対して支払われる「資格手当」等で、

委託事業実施前から就業規則（賃金規程）に定めがあるものについて対象とする。

（２）旅費

旅費は、事業に従事する者の業務遂行に当たって必要となる出張に係る交通費等を対象とする。

ア 受託者の内規（旅費規程等）に沿った経理処理

受託者が定める内規（旅費規程等）に沿って、最も合理的かつ経済的な経路を選択するとともに、必要な手続（出張伺い、出張復命等）に係る書類を整備すること。

なお、内規に定める場合であっても、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加される料金は対象経費とはならない。

イ 他事業に係る用務を含む出張について

出張の行程に他事業の用務が含まれる場合は、委託事業に係る部分のみが対象経費となる。

（３）事業に要する経費

ア 謝金

謝金支払い先となる講師等については、当該講師等を選定する理由を明らかにした書類を整備すること。

なお、謝金については、内規等に基づき適切な額を支出すること。

イ 会場借上げ費

事業の内容、参加予定者数等を勘案し、適切な場所及び規模の会場を選定すること。

ウ 備品費、借料及び損料

備品の購入は行わないこと。

なお、受託者の企画提案により、事業遂行に必要となる備品がある場合は、リース・レンタルにより対応すること。

エ 消耗品費

可能な範囲において複数の業者から見積りを徴し、経済的な調達を行うこと。

なお、相見積りを取っていない場合や最低価格を提示した業者を選定していない場合は、その選定理由を明らかにした書類を整備すること。

オ 外注費（ポスター・チラシ印刷、テキスト作成等）

可能な範囲において複数の業者から見積りを徴し、経済的な調達を行うこと。

なお、相見積りを取っていない場合や最低価格を提示した業者を選定していない場合は、その選定理由を明らかにした書類を整備すること。

カ 広報費

各種の広報媒体を比較検討のうえ、効率的かつ効果的な広報を行うこと。なお、同種の広報媒体を比較する際には、可能な範囲において複数の業者から見積りを徴するなど、経済的な実施に努めること。

キ その他の経費

通信運搬費、光熱費等、事業遂行に当たって必要と認められる経費については、これを対象とする。

なお、受託事業者の事業所（本店、支店等）の場所代（土地・建物の購入費や借料等）は対象経費とはならない。

（４）消費税及び地方消費税

委託契約は、「役務の提供」に該当し、消費税及び地方消費税の課税対象となるため、委託対象経費の総額

に消費税率を乗じて消費税額を計上すること。

なお、事業経費等において課税対象取引となるものについては、消費税額を重複計上しないよう十分に留意すること。